

第八回 参議院農林委員會會議錄第五号

昭和二十五年七月二十六日(水曜日)午後三時二十六分開会

委員の異動

七月二十五日委員門田定蔵君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○自作農創設特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

○委員長(岡田宗司君) これより委員會を開会いたします。

先ず最初に前回の農林委員會におきまして三好君から甘土料の問題につきまして、つまり甘土料のある土地の課税の問題につきまして政務次官の方にお尋ねがあり、政務次官は後日回答するということをおっしゃっておつたのであります。それについて政務次官からの御回答をお願いしたい、こう思いますが、尙農地局長その他の説明員の發言は予めこれを許可したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ聲あり

○委員長(岡田宗司君) 御異議ないと認めます。島村政務次官。

○政府委員(島村政務次官) 我が所の現在甘土料のあります地方は香川、愛媛、岡山、新潟、富山等の諸県でありまして、農林省において取調べましたところによりますと、その甘土料のある貸賃価格が各府県によつて多少の相

違があります。農地の倍率において香川県は二十八倍、愛媛県は二十倍、岡山県は二十八倍、新潟県は二十倍、富山県は二十八倍、かような数字になつております。今回の税法におきまして貸賃価格が標準になる農地の倍率四十倍は、平均でありまして、これらの土地の倍率から考えますと、甘土料のある地方においては固定資産税の賦課が当然現在の法制の建前においても安く徴収されるものとみなされるのであります。この点については自治庁当局とも協議の上でありますのでさうに御了解願ひたいと思ひます。

○三好君

只今の御答弁で大体了承できたのであります。が、やや不明確な点があつたのではないと思ひます。改定はつきりお伺ひしたいのであります。只今の御答弁の内容は固定資産税の課税標準になる甘土料の存在する農地の価格は、貸賃価格に先程申しました各地域それらの倍率を乗じたものが公定価格になる。それに二十二・五という係数を乗じたものが課税標準になる。こういうふうにご説明したのであります。それで間違ひありませんか。

○政府委員(島村政務次官) お話の通りであります。

○委員長(岡田宗司君) 三好さんよろしうございますか。

それでは本日政府より、主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てん

に関する法律案が提出いたされまして、これにつきまして島村政務次官より提案の理由説明をお願いいたしまし

○政府委員(島村政務次官) 主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案の提案理由を御説明申上げます。

昭和二十四年度米及び甘藷の供出に

対する報奨物資は、計画量を完全に確保し、供出と同時に配給できるようにする目的で昨年九月供米開始と前後して出荷を開始し、昨年中にその大部分の出荷を完了致しました。然るに衣料品については本年一月より織物消費税が撤廃され、三月には更に加工賃を引下げた新公定価格が告示されました。従つて旧公定価格で仕入れた報奨物資は割高となるに至りました。尙本年に入つて一般物価の値下り、農林購買力の低下によりまして、報奨物資の売行が著しく不振となり、二月末現在都道府県共同荷受組合及び小売段階に衣料品、自転車、魚肥について約二十五億六千万円の滞貨を生ずるに至り、これらの滞貨を持つてゐる機關と出荷機關との代金決済が滞り、そのまま放置すれば経済界の混乱を生ずる虞れがあら

ました。

政府はさきに三月三十一日の閣議の決定に基づきまして、主食供出報奨物資用衣料品の流通を促進し、経済界の混乱を防止するため、主食供出報奨用衣料品に關し都道府県共同荷受機關及び衣料品登錄小売商が振出、又は裏書した商

業手形の取扱について、特に慎重に取扱うよう金融機關に勧奨いたしますと共に、これら都道府県の手持滞貨は一應取扱卸商に売戻すことにより、取扱卸商の負担において一定額の値引をするよう指示いたしました。尙この結果取扱卸商に生ずる損失については三億三千四百万円を限度として卸商が政府に納入すべき価格差益金によつて措置することとした。

併しなからこの措置だけでは主食の供出農家に必需物資を購買し得る価格で配給するに十分とは言へませんし、又衣料品以外の自転車、魚肥には依然として問題が残ることになります。事實報奨物資として出荷した物資は農家の必需物資でありまして、品質及び規格も農家向けのものでありますから、政府といたしましては農家が購入できる価格まで値引して計画通り農家に配給することを希望するものであります。政府は本年二月末日現在の都道府県共同荷受組合、及び小売段階の手持滞貨について農家が購入できる価格まで値引して之を農家に配給いたしました。そのためにこれらの配給機關に生じた損失を補てんすることとし、滞貨となつた各品目について適当な値引率を予定し、又別に二月末日現在における滞貨数量の詳細な調査を行なつたのであります。その結果を集計しますとこれらの機關に生ずべき損失の額は約八億九千九百万円となります。このうち前に述べました三億三千四百万円を差引きまして、五億六千五百万円が

この法律によつて政府が補てんするに必要な額となりますので、その額を補てんするために、この法律案を上程いたします。

以上この法律案を提出する理由とその内容の概略を御説明申し上げました。が、本法律の施行によりまして農家の必要物資を農家の購入できる価格で配給できることとなり、又取扱機關の種種の困難も解決されますので、政府といたしましてはできるだけ早く本法律案を成立せしめたいと考へる次第であります。この点十分御了解の上本法律案の審議につきまして最大の便宜を與えられまうようお願いする次第であります。

○委員長(岡田宗司君)

只今主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案の提案理由の御説明があつたのであります。これは予備審査であります。これは質疑を後に廻しまして、自作農創設特別措置法等の改正法律案についての質疑を引續き行なつて行きたい、こう存じますが、如何でございますようか。

「異議なし」と呼ぶ聲あり

○委員長(岡田宗司君) それではさうにいたします。昨日に引續きまして質疑を行います。

○小林君 今同の法案には、この前に提案された法案中に書いてありました農林委員會の点が全部削除されてあるのでございますけれども、どういふ關係でこれが取りやめになりましたか、お伺ひしたいと思ひま

す。

○説明員(佐野重次君) 前回は農地委員会と調整委員会とを合併いたしました。農業委員会といたすという案でございまして、農地委員会といたすという案でございまして、国会における御審議の間に、これらの合併は時期尚早であるという御意見が相当多数あつたのでございまして、政府といたしましては、そういう点に鑑みまして、合併をいたさないことにいたしましたのであります。併しながら調整委員会の方は、食糧法が今年度一ぱいで終ることになるのでありまして、将来はやはりこの農業委員会というものが、村におきまするこういう農業関係の問題を処理する委員会として動かして参るという考えでおるのであります。基本の方針をいたしましては変らないのでありますけれども、ただ時期的に年度内に合併をいたすことは時期尚早であるという御議論によりまして、延期したと申しますか。そういうふうな御了解願ひたいと思つております。

○小林重平君 只今農地局長の御説明によりまして、食糧法は来年の三月に失効をいたしまして、そのままになるというふうな御説明でございまして、けれども、確か、この前の法案に農業委員会をお書きになつた際は、食糧法は将来その効力を延長するという前提の下に農業委員会という構想をお考えになつた、こういうふうな思つておるのでございまして。又先般農林大臣が農業政策の基本方針を御説明になつた際にも、現行の供出制度を続けるという、こういうことをお話になつたのでございましてけれども、現行の供出制度というのは食糧法と臨時措置法の二本建になつておるのでございまして、農

林省といたしましては、今後食糧法だけによつて供出制度をおやりになるのかどうか、その点お伺ひたいと思ひます。

○政府委員(島村重次君) 食糧確保臨時措置法はお話の通り、来年三月までの間になつております。食糧の配給確保のために現在の制度を継続することに對しましては、先般農林大臣の説明を申し上げた通りであります。法律の点は食糧確保臨時措置法の内容についてどういう方法によるか、従つてこの委員会等の点をどうするかという点については目下検討中でありまして、只今農地局長の申上げましたのは建前の上が、そうなるというのを申上げたので、今後の問題に残ることと考えております。

○小林重平君 そういたしますと、食糧法を廃止するということは、まだ決定しておられないというふうに承知してよろしいのでございましょうか。

○政府委員(島村重次君) 存続するか、或いは別の法律案を出すかということに對しては、まだ政府としての意見をとりまとめておりません。

○小林重平君 この点については更に御研究になると思ひますけれども、朝鮮事変以来、非常に食糧の需給関係というものが今後重大なる問題になると思ひます。軽々に食糧法を廃止するということに、現在の食糧法の内容については不備の点があるから、その運用その他について十分考慮するとか、或いは更にこれを改正するとかいう方法をお考え下さいまして、食糧の確保に万全を期せられんことを希望する次第であります。

○三輪實治君 只今の小林君の御質問に關連してあります。食糧法がそのまゝ存続するか、別の法律案を出すか、まだ政府としての意向がまとまつていないのに、農業委員会を予想しての市町村農地委員会の委員の構成、この農地調整法の第十五條の二でありまして、それをそのまま今日の事態においても御提案になつた。即ち農地委員会の構成を、一号二号のおの五名、十名というこの構成をそのまま継続してお出しになつた理由をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(島村重次君) 委員会の構成については、現在の農地調整法による委員会の構成を、十人のものを十五人にすることを適當と認めて提案いたしましたのであります。食糧法の改正に伴う改正ではないのであります。さうに御承知を願ひます。

○三好勉君 これは大臣にお伺ひした方が適當な問題かと思ひます。食糧法が、この会期は御承知のように極めて短いのであります。地方税法案の成立を大きな目的として召集せられておるのであります。而も参議院の半数改選後の国会でありまして、この短期間の農林委員のメンバーも半数以上変更したのであります。そういう状況の下で可なり膨大なこの法律案を審議して、是非成立させなければいけないというふうな必然性がどこにあるのか、ということをお伺ひしたいのであります。

○政府委員(島村重次君) 参議院の改選がありまして、委員の方々のお変わりになつたことに對しましては、お話の通り御審議が十分に盡され得ないという点はあると思ひます。提議の理由に申上げました通り、政府といたしましては、農地改革の事業が大凡一応の完了を見ましたので、この際この本改正案によつて将来の段階をこににおいて、この目的達成を速かに完了したいという考えから、特に提案をいたしたような次第でございまして。

○三好勉君 私のお尋ねが少し簡單過ぎて、聞かんとするところがはつきりお分りにならなかつたかと思ひます。提議せられて、農林委員会において相當の審議を盡したと思ひます。但し、仮りに前国会においては何ら疑を盡しておつたと思ひました。参議院の農林委員会のメンバーが半数以上変更するやうな状況であります。前国会で審議を相當盡しておるから簡単に上げられるやうなふうな御承知を願ひます。そこで次の予想される臨時国会なり、或いは通常国会に提出して十分の審議を盡して、この法律を成立させることが待てないやうな特殊な事情があるのかどうか。どうしてこの国会において成立させなければいけないやうな必然性と申しますか、絶対性というのか、あるのかどうか、その点を私にお伺ひしたいのであります。その点、そういう趣旨のお尋ねに對しまして率直にもう一度御答弁願ひたいのであります。

○政府委員(島村重次君) 提案の第二に説明申上げました通りに、本年七月に買収の時期に、段階になつておりまゝするので、この際すでに自作農創設の國家買上は、前段申上げましたやうに、その目的が大體達成されたのであります。この際なるべく早くこの法案の成立を見まして、将来の段階に移りたいという考えから提案申上げましたやうな次第であります。別に他意のあつたわけではございません。

すべき時期であると考え、政府として

は前国会に自作農創設特別措置法等の

一部を改正する法律案を提出した。こ

れは審議未了になつたので、更に今回

会において提出するに至つたというの

であります。ここで言われておる農

地改革によつて達成せられた成果を恒

久的に保持するところの方策を確立す

べき時期であると考えて提出したとい

う、この恒久的な農地改革の成果を保

持する方策というものは、この法律案の

どういふ部分を指すのか。これを具体

的に承知したいのであります。法律案

を拜見しますという、規定の整備等

を含む可なり膨大なものでありまし

て、広義に解釈いたしましたならば、

これらのすべてが農地改革によつて達

成せられた成果を恒久的に保持する方

策と考えられんこともないのですけれ

ども、具体的にはやはり農地改革の成

果を恒久的に確立する方策というの

が、そういう規定の整備等と離れて法

案の中に盛り込まれておると考えざるを得

ないのであります。具体的にはそれ

がどういふ部分を指すのかということ

を御説明頂きたいのであります。

○政府委員(島村重次郎) 只今御説明

申上げました通りに、政府の買収をこ

の際打ち切りまして、いわゆる農地委員

会の定める譲渡計画によつて譲渡せし

めるというようにいたしたのでありま

して、法文の上から言えば簡単なよう

であります。実質的にはこの点は相

当の差異があるものと認めていいと思

うな規定を意味すると了解していいわ

けであります。

○政府委員(島村重次郎) 先程申し上げ

ました恒久的ということ、或いは言

葉が少し足りないかとも思いますが、

一段階を以て、従来の政府の買上げ

を、譲渡計画に従つて、その農地委員

会の計画に基づいてやるという方針の更

と御了承を願ひたいのであります。

○三好三郎君 もう一つお尋ねいたした

のであります。先程出た質疑に関

連したものであります。市町村農

地委員会の構成が、この法案によつて

変つて来ることになりませんが、一階

層は五名、二階層は十名。選出せら

れる新たな委員のこの五名と十名の関

係が、私たちの常識的な見方からしま

すといふと、一階層の方が、むしろ

率の上から言つたならば多いのじやな

いかという感じがいたすのであります

が、数は逆になつておるのであります

す。この辺の事情について御説明頂

きたいのであります。

○説明員(佐野憲次郎) 三好さんの御

質問でございますが、大体一号に該当

いたします農家が全体の農家の約二

割程度であるというのを、我々とし

ては見当を付けておるのであります

す。そういうことからいいたしますと、

一、号層を代表するものといいたしま

して、十五名の中五名を出してある

約三割出しておるというところは、割合

から言つて少し多いということになる

のであります。併しやはり或る階層を

農業課長の註釈によりまして、今度

作る委員会、小作側の利益を代表す

るものでなければならぬというよう

なことも書いてございまして、そうい

う点も斟酌いたしまして、実際階層の

人数をいいたしましては二割程度でござ

います。委員の数は三割以上という

ことにいたしました次第でございます。

○江田三郎君 先程の三好さんに対す

る島村次官の答弁の中に、農地改革に

ついてその筋の指示があつたというお

話ですが、これはどういふ指示を言わ

れるのですか、又その指示と只今局長

の御答弁とどういふ関係があるのです

か、この点はつきりとお願ひいたしま

す。

○政府委員(島村重次郎) 昭和二十四

年十月二十一日のマツカサー書面の

中に、広汎な自作農創設と耕作権の確

保とは、今後、継続して置かなければ

ならぬ、或いは各地方における改革法

の民主的な適用を保障するために適當

な委員会制度の存続を必要とする。要

するに、全文を通じて、この制度の

促進且つ自作農創設事業、耕作権保

護等は今後継続してやらなければなら

ぬといふ点から考えまして、又改革

の利益は、日本農村社会の根幹として

継続せねばならぬといふ点から、な

点から総合いたしますと、さういふ意

味を十分含んでおるものと考えられる

のであります。

○江田三郎君 その二十四年十月二十

一日のマツカサーの書面でしたら、

す。ただ先程三好さんの質問の中に、

一号五名、他の階層から十名という問

題ですが、これは従来一号、二号、三

号と分けておつたものが五名と十名

になる、五名というものは總数から行

くと二割だから五名にはならぬと言わ

れるが、併し小作人をただ五名だけに

して、一面地主及び自作に相当するも

のを一括して十名ということになる

と、従来の自作農の中立的な役割とい

うものが非常に抹殺される。その点小

作人代表に対して非常に圧迫がある、

こゝういふように我々は解釈するので

して、その点は先程のマツカサーの

書面の精神とは大分違つておるよう

に思ふのでございませうか。

○説明員(佐野憲次郎) これは結局先

程申しましたことを繰返すことになる

のであります。大体階層をいいたしま

しては、一号のものが二割程度しか

ないのであります。併し二割しかない

らといふので、委員の数を二割にした

のでは十分小作農の利益が代表され

ないといふことを考えまして、特に三

分の一にいたしておるのであります。

これで十分小作農の利益は代表され

て来るものと考えております。

○江田三郎君 どうもその答弁は私の

質問に対する答弁とは的が外れておる

のでして、私が言つておりましたのは、

今まで自作農といふものを中立的立場

に置いて、その両側に地主と小作の代

表を置いておつたのを、何故地主代表

と自作代表とを一括するかということ

○説明員(佐野憲次郎) 我々として特

に自作と地主との連合軍を作らせると

いうようなことは考えていなかったの

であります。大体も農地改革も一

応終りまして、大体農家が自作農にな

つたのでありまして、考え方といいた

しましては、全村選挙でいいじやないか

というふうな議論も相当あるように伺

つてゐるのであります。全村選挙でも

いいじやないかと考えておりましたの

であります。ウイリアムソンの註釈

によりまして、特に小作農の代表を入

れるといふことがございまして、自

作農の代表ばかりを特に取上げてやつ

てゐるわけでありまして、何も別に地

主と自作の勢力を集合させるというよ

うなことに行くだんではないのでありま

す。

○江田三郎君 依然としてそれでは答

弁にならぬのでして、ただあなたの方

が実際の農地委員会の運営を調査され

ぬからそういう答弁が出ると思ひので

すが、これは見解が違ふのですから、

質問としては今の程度に止めて置か

まして、後に問題を残して置きますが、

もう一つ質問したいのですが、小作料

の七倍値上げの根拠としてここに原單

位計算による昭和二十四年八月の生産

費が出てゐるのですが、この原單位計

算に対しては我々は相當異論を持つて

ゐるのでして、農林省のこの原單位計

算に対して、私達農民団体としては別

な原單位計算を持つてゐるわけであ

る。その決め方としてこの原單位計算の中

固定資産税以外にあるわけでは、そういう租税を何故落されるかというところが一つ。それから石当り米価を四千四百三十三円と書いてあるのだけれど、この四千四百三十三円というものは一体どういう数字か。先ずこの二点をちよつと伺いたい。

○説明員(佐野憲次君) この公租公課のうち、租税といふものは大体所得税になるわけでありまして、所得税を生産費の中に入れるのは適当でない。所得税は所得に対してかかつて参りますものでありますから、それを生産費の中に入れるべきではないという考え方でござります。それから石当り四千四百三十三円、これは確かに三等米の価格が四百二十五円と決まつておると思ひますが、実際の米の各等級別にウエイトをかけて出して参りますと、四千四百三十三円ということになりますので、これは実際の米の平均価格ということで四千四百三十三円を作つたわけでありまして。

○江田三郎君 もう一つ、そうすると農家の負担する租税というものは所得税だけでいいわけですか。外にも農家の生産に關係する租税はないという解釈でいいわけですか。

○説明員(五十橋廣吉君) 只今の御質問は農林省の生産費の中に今まで含まれておりました公課の、租税の中に所得税以外のものがあるのじやないかというところと存じますが、それは細かいもので、例えば事業税であるとか、或いは地租は勿論入つておりますが、そういうものも含めておるわけでありまして、そういうものにつきましては米の生産費を見ます場合には、例えば

事業税は關係ないわけではござります。それから宅地地租、それから家屋税につきましては一応固定資産税というふうに変更いたします關係から、この租税の体系は今落しまして、結局残りまするところは国税及び地方税の中では殆んど全部が所得税の性質のものに性質が變つて来る。ただ従来公租公課の中の公課に相當しますものが依然として生産費の負担として、その大部分が残る。そういう考え方におきまして、大体多少の細かい点については、異論はあると思ひますが、大体において従来米の生産費の中に計上されておりました所得税或いは住民税、そういう性質のものは全部所得税の体系として落しておる。そういう考え方でございます。

○江田三郎君 只今の答弁を局長も次官もそのまゝ肯定されますか。

○政府委員(島村重次君) 意味がよく分りませんが、説明申上げた通りでございます。

○江田三郎君 それでよろしいのですか。

○政府委員(島村重次君) 説明は説明の通りです。いいか悪いかということはどうもよく分りません。

○江田三郎君 それならあとで大きい問題が残るということだけ言つて置きます。

○委員(岡田宗司君) 江田さんよろしくござりますか。

○江田三郎君 ええ一応……。

○三浦廣雄君 今まではつきり分りませんが、そのようないふことについて小作料の七倍が安当であるとして、小作料七倍の引上げの農家経済に及ぼす影響について、本委員会が要求しました

○説明員(佐野憲次君) これは非常な簡単な形になつておりますが、実は農家経済調査は、御承知のように全国に亘りまして、五千戸の農家につきまして調査をいたしたものの平均でございます。九反九畝のうち小作地八畝となつてゐるものであります。大体全国的に見ても、農地改革後におきます小作地は、全体の農地面積の約九%になつてゐるわけでありまして、この点から見ても、この割合は左程におかしくないと思ひます。

○委員(岡田宗司君) 農地局長にちよつとお伺ひしますが、農家経済調査で五千戸をおとりになつたのですが、

これは小作地を全然持つていないものも含んでゐる筈ですが、その平均を出して小作料の問題の計算の基礎にするというところは、実に馬鹿げたことだ、小作地の問題を取扱ふ場合には、やはり小作地を持たないもの、そういうものを除いてやつて初めて基礎が出る、こういうふうな曖昧な、机の上でお作りになつた数字だけでは、委員会は納得できないと思ひます。一つもつとはつきりした数字を出して頂きたい。

○三浦廣雄君 この法律の改正の要項には、特に取上げてありませんが、私が見るところでは、政府が今までに買収又は買取りをした土地で、自作農の創設又は土地の農業上の利用の關係からいつて適當でないところ、これは元の所有者に返すという問題、今日の状況から見ても尙且つ山林等を開拓の対象とした場合は可なり不幸にして行過ぎの場面がある。それらは日本本の狭い土地からいつて、土地の最高度の利用を考へる意味からいつて当然のことだと考へるけれども、これをどういう程度にいつて行過ぎたと言われる土地を返す考へ方を実行されるのか、この点についてお伺ひをしたいと思います。

○説明員(佐野憲次君) 最近におきましては未墾地の買収につきましても、適地の調査についても非常に綿密にやつております。又一応の開拓の計画を検討いたしまして、買収をいたしてゐるのであります。最近のものにつきましては、そういう土地帯はないと思ひますが、終戦の直後に買収いたしましたものにつきまして、その後開拓計画を立てて参りますと、開拓に適さ

ないようなところも出て参るのであります。そういうことはつきりいたしておりますものにつきましては、これは旧所有者に売渡して参るという措置をとつております。

○三浦廣雄君 まあこの問題につきましては、一応机の上ではいへる／＼の議論もできましようけれども、ともかくあいつたいいつかやめる大きな割合という問題、政府当局としては割合ではない、目標であるというけれども、實際から言へば割合で、下へ行きますといふと、是が非でもこの数量を過ぎなければ予算の分け前を貰つた關係からいつていふので、随分無理なことをやつてゐるのは御承知の通り。それで一昨年でありましたか、法律に違反するのではないかと問題が起した例の次官通牒であるとか、その後におきまして一昨年の一月の中頃にはいつて適正な基準というものを或る程度作つて渡したものであります。尙且つそれが必ずしも行届いておらない。そういうことからはいつて、いよいよこれではならぬとして、特にここは法律上の点を明らかにして、そうしてそれを是正しようとしたのだと思ひます。従つてその点は私は非常に賛成であります。今日のどのくらいの数量があるといふことがなか／＼言ひにくいと思ひます。でありますから勿論的確な数字等はこゝでお聞きしても仕方がないのではありませんが、凡そどのくらいあるというお見込みでこの項を入れたか、その点の一つお聞きしたいと思います。

○説明員(佐野憲次君) これは各地区につきまして開拓計画を立てますと、はつきり出て参るのであります。現在

は開拓計画を新規の地区について主として立てておきますので、予算の關係もございまして、未着手の地区につきましても開拓計画の時期が遅れておるのであります。それをできるだけ急ぎまして計画が立ちますれば、不用のものとならないものがはつきりして参るわけでありまして、現在までのところどの程度になるかという見当が実はまだ付いておりませんのです。併しいずれにいたしましても、實際やつてみまして、計画をいたしてみまして不用なもの、不適なものこれは返して行くつもりであります。

○三浦辰雄君 この場合に、政府が認めた場合、返すのを相当と認めた場合とありますが、政府はこれを命令で手続をなすというのを資料の一部に認めておられますが、認めるというものは大体どういう手続によつて認めるお考でありますか。一方的に政府がこれは成る程と思つて認めるか、そうでないとして認めない、こういうのであります。更に農地委員といつたようにな、そういう第三者と申しますか、そういうものに因つてそこで初めて目的に合致するなり、しないなり、そういうことで認めるお考でありますか。

○説明員(佐野重次君) これにつきましまして、別に委員会としては一応これは適地だといふことで買つておるのであります。それをまあ政府で開拓計画を立てまして、そこに不必要なものが出来ればそれを返すのであります。この際委員会にかけるといふようなことは考えておりません。

○三浦辰雄君 小作料についての質問まだ終つてなかつたのですが、江田委員並びに委員長からも御発言がありま

したように、この小作料七倍値上げの理論的な根拠であるところの原單位計算等については相当疑義があります。又小作料七倍値上げが農家経済に及ぼす影響につきましましては、この引例になつておりますものは不適当だと思ふのですが、農地局長が言われるのは全耕作面積だろうと思ふのですが、九割にしかつていないというふうなお話もありまして、先程から農地委員会構成につきましましては、十五條の二の耕作業務に従事する者で小作地が自作地より多い者或いは二段以上の小作をなす者は全部の二割であるというふうな御発言もありましたけれども、どうもはつきりした根拠がない。又従来この小作料につきましましては、その根拠になりましますところの地代論等につきましても相当字説等も分れておるわけでありまして、我々は最近のそういう字説等を拜聴する機会を持たないので、この機会に我々はこの法律の非常に大きな部分をなすところの小作料の問題について、審議は慎重でなければならぬと思ひます立場から、専門家の証人を喚問を求めまして専門的の御意見を聞く機会を持ちたいと思ふのであります。どうぞ委員長から皆様にお諮り願ひたいと思ひます。

○委員(岡田宗司君) 只今三輪さんから小作料の問題は非常に重大である、而も政府の資料並びに説明が不十分である、だからこの問題について証人を喚問して意見を聞きたい、こういう御意見がございまして、証人喚問は如何いたしますか。

○岡山七君 この小作料の問題は相当異論はあると思ひますが、前国会にも相当論議せられた上に考えますので、今日から証人を喚問してこれを研究するといふことは時日においてどうもどうかと思ひますので、私はこの問題は賛成できないようなわけであります。

○江田三郎君 先程ちよつとこの問題について説明を聞いたのですが、どうも我々はこの資料について非常な疑問があるわけですが、例えば公租公課の問題でも、租税部分は所得税或いは所得税と同じような事業税関係だからして入れる必要はないというお答えがありました。併しそういうもの以外に、例えば小作地についても農業経営のためには農用の宅地もあるし、農用の家屋などのものもあるし、或いは車のようなものもある、そういうものをはつきり落してしまつておる。それから先程四千四百三十三という米価は何を基準としてやつたかと言つたら、各等級の加重平均を取つたといわれたが、各等級の加重平均では米価は出ない。結局こういう米価を出そうとすれば包装費を入れないわけならぬ。これは普通の生産費の決め方とは違ふのであります。これは非常に杜撰な計算をしておられる。それから仮りにこれをこのやり方式でやるとして二十四年の八月の米価、米の生産費のときと現在と同じ農林省の原單位計算を以てやるにしたところで、條件は非常に違つて来ているわけでありまして、例えば肥料にしましたところでも非常に上つておる。その他のものも上つておる。そういうときに全然新しい角度から検討しなければならぬ。二十四年度においてこれをするならば、それならばこの資料は使えなかつたかも知れないけれども、二十五年度において今から小作料も何倍にするかといふことを決定するのは、聊かこの資料では駄目だといふことになりわけでありまして、先程全国二割といふような出し方についても、委員長から質問があつたように、極めて杜撰な考え方なんです、我々はこういう杜撰な考え方の上に立つた七倍引上げといふようなことではとても承認できんと思ひるのであります。やはり相当の専門家を呼んで証人として喚問することが必要だと思ひます。

○三好錦君 証人喚問が議題になつておるわけでありまして、技術的に言つて証人喚問をこの委員会が本日決定したらいふ喚問できることになりましか、何日ぐらいかかりますか。

○委員(岡田宗司君) 先ずその前に証人喚問にどういふ方を呼ぶか、何人呼ぶかといふようなこともそれに関連があると思ひますが、大体東京在住の方で何日かかりますか……

○説明員(佐野重次君) ちよつとその間に発言させて頂きたいと思ひます。どうも非常に杜撰な計算だと言われるのですが、今の小作地が全耕作面積の九割であるといふことは、これははつきりした資料があるわけでありまして、それから今の一号階層の量が大体二割だといふこともこれは相当詳細な資料がございまして、それから今の米価は、さういふことではない、全耕地の九割だといふことは大体分る。私もはつきり調べておりませんが……。それであつても、そのために経営耕地面積の九割の農家を持つて来てその研究をされたといふことは、これは誠にどうもちよつとおかしいのであつて、その九割を占める小作地の経営が成り立つ

の八月から日本の農業事情といふものは非常な変化をして来ておるわけでありまして、農村危機といふのが唱えられましたのは去年の八月頃から唱えられ出して、それが急速に経営内容が悪くなつておる。それから去年の八月のこゝろのものではないかといふこと。去年の米価を使つたから去年の八月の生産費でいいやないかといふこと。となしに、今年の原單位計算をやるにしたところで、最も新しい資料に基いて、更に米価についても今年の米価を推計してそこから出発しなければならぬといふことです。それから今の全国で見ると小作地が平均して何割である、そういうことではなしに、小作地が平均して何割あつたところで、小作地を持つておる人は全部の農民が一律に平均して持つておるのじやない。小作地を沢山持つておる人もあるし、一つも持つていない人もあるし、我々がこの小作地に対する影響を考える場合に、小作地を持つておる。その人の平均小作面積から考へて行かなければならぬ、その点はすつかり的外れてしまつておるのじやないかと思ひます。

○三輪貞治君 私はさつき局長の小作地面積が全耕作面積の九割であるからという説明をされたことについては不満であるといふのは、その九割が杜撰であるといふことではない、全耕地の九割だといふことは大体分る。私もはつきり調べておりませんが……。それであつても、そのために経営耕地面積の九割の農家を持つて来てその研究をされたといふことは、これは誠にどうもちよつとおかしいのであつて、その九割を占める小作地の経営が成り立つ

かどうかといふことが問題なんです。

○江田三郎君 これは局長はさつぱりお話が分つておらんと思ひます。去年

の八月から日本の農業事情といふものは非常な変化をして来ておるわけでありまして、農村危機といふのが唱えられましたのは去年の八月頃から唱えられ出して、それが急速に経営内容が悪くなつておる。それから去年の八月のこゝろのものではないかといふこと。去年の米価を使つたから去年の八月の生産費でいいやないかといふこと。となしに、今年の原單位計算をやるにしたところで、最も新しい資料に基いて、更に米価についても今年の米価を推計してそこから出発しなければならぬといふことです。それから今の全国で見ると小作地が平均して何割である、そういうことではなしに、小作地が平均して何割あつたところで、小作地を持つておる人は全部の農民が一律に平均して持つておるのじやない。小作地を沢山持つておる人もあるし、一つも持つていない人もあるし、我々がこの小作地に対する影響を考える場合に、小作地を持つておる。その人の平均小作面積から考へて行かなければならぬ、その点はすつかり的外れてしまつておるのじやないかと思ひます。

かどうかといふことが問題なんです。

だからその点は考え方を別にして頂かないと水掛論になつてしまふのです。

○委員(岡田宗司君) 只今委員部のお調べでは、東京在住でありますれば、電話等で連絡いたしまして、明後日の午後ならば可能である、こういうお話であります。

○西山亀七君 この自作農に關連いたしまして、議論をしておりましたならば、相當にこれはいろいろの困難も生じて来て、参議院が先議であるが、最終までやりまして到底これは審議が済まないと思ひます。私はかように思ひます。つきましては明日理事会でも開いて貰ひて、この問題をどういふふうにしてやるかというふうなことを決めまして、それでこれは審議を續けてやるか、それから参議院の農林委員会としてどうするかというものを理事會を開いて貰ひまして、一つ態度を決めて貰ひたい、こういうふうなことの動議を提出いたしたいと思ひますが、如何でございますか。

○江田三郎君 どうも参議院が先議であつて会期がないから簡単に打切らなければならぬというふうな意圖でそういうことを言われるんだつたら、これは非常に我々は反對なんです、あなた方は前から参議院議員としてお働きになつておる。併しながら私は初めて出て来たわけなんです。つまり出て来るにはこの問題については非常に大きな関心を持つてやつて来ておるんです。この基本方針については先程の次官の答弁の中に関係方面の方の指示というものを引用されましたけれども、あの解釈についても全然違つておるわけでありまして。根本の解釈が違ひし、

それから七倍の問題について小作地全体の問題についても、農地委員の各階層教にしても、現在まるでマツカーサー元帥の意見とは違つて来てしまつておると思ひます。そういうことを先議になつて時間がないからして理事會あたりで簡単に審議を打切るかどうかを決めるといふようなことは誠に亂暴な話だと思ひまして、これはやはり慎重にやつて貰ひたいと思ひます。若し時間があるならば来国会へ廻してもいいわけでは、而もこれの裏付けとなるところの資金の融通の問題についてはただその筋へ何か折衝中であるというだけであつて、これを關係方面で承認しておるかどうかというのと、こういうことについてはその筋の方の關係は一体どうなつておるか。更に大蔵省はこれについてどうするか。更

うことをはつきり決めて貰ひなければ、法律だけ作つても肝腎な融資措置を抜きにするような、こういうことでも何となく必要はないと思ひます。もつと慎重にやる方がいいと思ひます。

○西山亀七君 私はこの案を理事會で打切るといふような意味ではありませう。そういうようなことを協議するんじやありません。先程三好委員からも農林大臣に対して、この法案を今国会において審議をしなければならぬいかどうかという農林省、政府としての方針を質問せられておるような状態でありまして、私は理事會を開きまして、この案をどうするかというのを先ず決めて、それでずつと審議して行くようにする、或いは又どういふふうにするかというのを決めて、それから委員会を開いて、それで農林委員会としての態度を決めて行く、こういう

意味でありまして、決してこれを打切つてどういふような考えはありませう。

○江田三郎君 どうもそういうふうな聞えるんですがね。

○委員(岡田宗司君) 只今西山さんからの御発言がありまして、明日理事会を開いて、理事會で本法案の進め方について御協議した上で更に委員会にお諮りすると、こういうことであつたのです。本法案の審議に當りまして尙農林大臣の御出席もまだないのであります。で總括的質問で尙農林大臣に御質しになる点も残つておるかと思ひます。そういう点からいたしまして尙農林大臣の御出席の日を決める、時間を決めるということにつきまして理事會を開く必要があるかと思ひますので、一つ理事會を明朝開会に先立ちまして開いて、その進め方につきましては一応理事會で論議をいたしまして、更に委員会にお諮りいたすことといたします。

それから昨日農地局長に對しまして赤澤さんの方から農地委員会の今後の予算について御質問がありまして、農地局長の方から資料を出してお答えするところというふうなことです。本日提出されました資料を見ておりますと、問題の、選挙費用の流用の問題についてのお答えがこの資料の中にならうであります。その点について農地局長から御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(佐野憲次君) 予算の資料を配付いたしましたので、一つ簡単に御説明を申し上げます。裏の参考と書いてあるところから御覽を頂いた方が分り易いと思ひます。上に必要額(A)と書いてありますのが、これが

農地委員会を一年間續けて行きます場合に必要経費であります。それからその下の当初予算額と書いてございまして現在の成立いたしてございまして予算であります。違つておりますところは、委員の手当であります。現在

の予算では四ヶ月分しかないのであります。それと事務費が若干不足をいたすのであります。一委員会全体といたしまして十一万二千四百七十二円必要なのに対して、八万九千四百七十二円、差引二万三千円の不足ということになつておるのであります。この

委員の手当が八月以降ないのであります。そのことを前回の国会の際には八月以降は予算がないと申しましたのは、委員の手当がないという意味であつたのであります。併しその他の経費が年間見込んでございまして、それをを用ひましてやつて参ります。現在、この前の頁に書いてありますように、九、五ヶ月分は賄えるのであります。大体一月の中頃までは賄えるといふことになつております。これは一委員会當り書いてございましてであります。全国で委員会の数が一万一千余ありますが、全体といたしまして二億六千万円程一年間を通じます。不足いたすのであります。それに對しましてはこの次の国会で補正予算を組んで頂かなければならぬのであります。現在の予算には今申しました経費の外に、選挙費といたしまして一億七千万円ございまして、補正予算を組みます場合に、一億七千万円の選挙費の不用額になるというものが補正予算の財源の一部になるということに相成るわけでございます。

○委員(岡田宗司君) 赤澤さんよろしくございませうか。

○委員(岡田宗司君) それでは本日はすでに五時十五分前になりますのでこれを以ちまして閉会いたします。

午後四時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員 西山 亀七君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員 白波瀬米吉君
土屋 俊三君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 興仁君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君

政府委員 農林政務次官 島村 軍次君
説明員 農林省農地局長 佐野 憲次君
農林省農地局 農地課勤務 五十棲藤吉君

七月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案

案

案

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律

第一條 政府は、昭和二十四年度産主要食糧の供出に關し食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）第三條第二項の規定に基いて公表した奨励措置として配給することを計画された衣料品、自転車及び魚肥（にしん及びびわしの身かすを除く。）を供出農家に販売するために購入した者（衣料品については衣料品配給規則（昭和二十二年商工省令第二十五号）第二條の共同荷受組合を含む。）に対し、その者が昭和二十五年二月二十八日現在において保有していたこれらの物資につき、その農家への売渡のために避けることができないと認められる損失を、総額五億六千五百万円の範囲内で、昭和二十五年度において補てんする。

第二條 前條の規定により補てんする金額は、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に備い、農林大臣が定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年八月八日印刷

昭和二十五年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所